

## 行為の制限の基準

景観計画に基づく行為の制限の基準は、次のとおりとします。

ただし、市長が景観評価員の意見を聴いたうえで認めるものについては、この限りではありません。

### (1) 基本的事項

事項	基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「§ 2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する事項」の景観タイプ別景観形成方針の内容に沿ったものとするよう努めます。</li> <li>○「§ 3 景観計画重点区域に関する事項」の当該地区の景観形成方針の内容に沿ったものとするよう努めます。</li> </ul>

### (2) 建築物

事項	基準																										
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮します。</li> <li>○周辺の景観や街並みや建築デザインとの調和に配慮します。</li> </ul>																										
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の壁面設備及び屋上設備については、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫します。</li> <li>・道路、公園など公共の用に供する場所から容易に望見されない位置に設けます。</li> <li>・ルーバーの設置や覆いをするなどで遮へいします。</li> </ul> </li> </ul>																										
色彩	<p>外観の色彩の制限は、景観形成の方針に沿って周辺の景観との調和に配慮することを基本とし、次の表の中から選択します。ただし、建築物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">トーン マンセル値</th> <th colspan="2">トーン マンセル値</th> <th colspan="2">トーン マンセル値</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">壁面</td> <td colspan="2">パール 1R~5Y</td> <td colspan="2">ライトグレイッシュ 1R~5Y</td> <td colspan="2">ニュートラルカラー</td> </tr> <tr> <td>7~8</td> <td>1~2</td> <td>6~7</td> <td>3~4</td> <td colspan="2">N6~8</td> </tr> </tbody> </table>	用途	トーン マンセル値		トーン マンセル値		トーン マンセル値		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	壁面	パール 1R~5Y		ライトグレイッシュ 1R~5Y		ニュートラルカラー		7~8	1~2	6~7	3~4	N6~8	
用途	トーン マンセル値		トーン マンセル値		トーン マンセル値																						
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度																					
壁面	パール 1R~5Y		ライトグレイッシュ 1R~5Y		ニュートラルカラー																						
	7~8	1~2	6~7	3~4	N6~8																						
素材	○地域の景観を特長づける素材や材料の使用に努めます。																										

### ( 3 ) 工作物

基準	
○建築物の事項及び基準に準じるものとします。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ります。	
○道路から見える場所に設置する擁壁（粗面ブロックにより築造されるものを除く。）は、石などの自然素材を使用する又は前面に植栽することなどにより構造体の過半を直接露出させない処理を行います。やむを得ない場合は、化粧型枠等により仕上げを施します。	
色彩	外観の色彩の制限は、景観形成の方針に沿って周囲の景観との調和に配慮することを基本とし、高明度・高彩度のものは使用しないこととします。

### ( 4 ) 屋外における物品の集積又は貯蔵

事項	基準
集積又は貯蔵の方法	○集積又は貯蔵は、できる限り、主要な展望地から見えないよう配慮します。 ○適切な集積又は貯蔵に努めます。
遮へい	敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路などの公共用地からできる限り見えにくい位置とします。
その他	ア長大な法面、擁壁などを生じないように配慮します。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・勾配はできる限り緩やかなものとします。</li><li>・周囲の景観と調和した形態及び材料とるように配慮します。</li><li>・できる限り自然植生と調和した緑化などにより修景します。</li></ul> イ跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施します。 ウ前記イの場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないように、法面、擁壁などを含めて、自然植生と調和した緑化などにより速やかに修景を行います。

### ( 5 ) 鉱物の掘採又は土石等の採取

基準
屋外における物品の集積又は貯蔵の部遮へい及びその他の項の基準に準じるものとします。

### ( 6 ) 土地の区画形質の変更

事項	基準
変更後の形状	屋外における物品の集積又は貯蔵の部その他の項の基準に準じるものとします。
その他	行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避けます。